

令和3年6月3日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第2回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 4 2 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 4 3 号 令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 4 4 号 令和 3 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 9 ペ ー ジ －
- 議案第 4 5 号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整
備について
－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
- 議案第 4 6 号 杵築市手数料条例の一部改正について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
- 議案第 4 7 号 杵築市営住宅条例の一部改正について
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －
- 議案第 4 8 号 杵築市歴史的風致維持向上協議会条例の制定につい
て
－ 議 案 書 10 ペ ー ジ －
- 議案第 4 9 号 財産の無償貸付について
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －
- 議案第 5 0 号 杵築市大田横岳自然公園の指定管理者の指定につい
て
－ 議 案 書 16 ペ ー ジ －

議案第 5 1 号 市道の路線変更について - 議案書 18 ページ -

報告第 1 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和 2 年度杵築市一般会計)
- 議案書 21 ページ -

報告第 1 2 号 繰越計算書について
(令和 2 年度杵築市水道事業会計)
- 議案書 25 ページ -

報告第 1 3 号 繰越計算書について
(令和 2 年度杵築市下水道事業会計)
- 議案書 27 ページ -

議案第 4 5 号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備について

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

(杵築市・一部事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市・一部事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成17年杵築市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、市長の面前において」を削り、「に署名」を「を市長に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(杵築市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年杵築市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

第3条中「宣誓」を「宣誓書を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例（平成17年杵築市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(杵築市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 杵築市火入れに関する条例（平成17年杵築市条例第159号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

杵築市手数料条例の一部改正について

杵築市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市手数料条例の一部を改正する条例

杵築市手数料条例（平成17年杵築市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表交付手数料の部個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 47 号

杵築市営住宅条例の一部改正について

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例

杵築市営住宅条例（平成17年杵築市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める市営住宅等に入居しようとする場合は、この限りでない。

第9条第4項中「寡婦又は寡夫」を「ひとり親」に改める。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第48号

杵築市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について

杵築市歴史的風致維持向上協議会条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき杵築市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の規定による認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致（法第1条に規定する歴史的風致をいう。第5号において同じ。）の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) その他歴史的風致の維持及び向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、

第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例の施行後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年杵築市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の項の次に次のように加える。

歴史的風致	学識経験者委員	日額	10,000円
維持向上協議会委員	委員	日額	4,500円

議案第 49 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 無償貸付をする財産

(1) 建物

所 在	杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
構 造 物	旧杵築市立山浦小学校 普通教室棟
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
貸付部分	旧杵築市立山浦小学校 普通教室棟
面 積	1, 1 5 5 . 7 9 m ²

(2) その他

建物に附属する設備及び物品

2 貸付の相手方

杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
山浦地域活性化協議会
会長 阿部 信秀

3 無償貸付の目的

空き校舎を有効に活用し、山浦地区の産業振興、地域活性化及び環境保全を図ることを目的とする。

4 貸付期間

貸付契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第50号

杵築市大田横岳自然公園の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市大田横岳自然公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月3日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市大田横岳自然公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人大分宇宙科学協会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県大分市長浜町2丁目13番52号
- 4 指定の期間
令和3年9月1日から令和8年3月31日まで

議案第 5 1 号

市道の路線変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道の路線を次のように変更する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

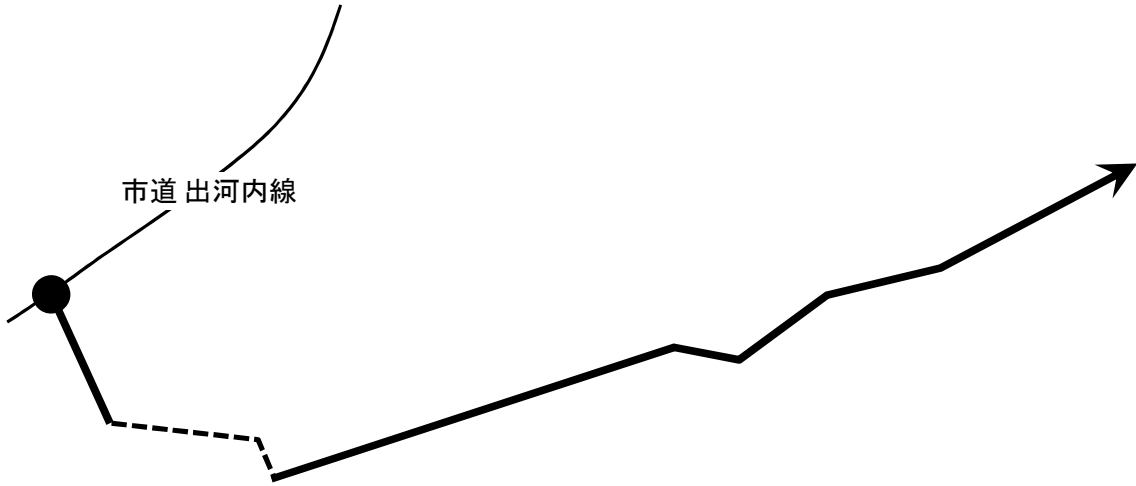
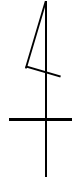
1 変更する路線

路線名		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
				終 点	
丸山線	変更前	252.2	2.0~ 11.5	杵築市山香町大字山浦字出河内 5127 番 2 地先	
				杵築市山香町大字山浦字長田 5117 番 28 地先	
	変更後	274.0	2.0~ 11.5	杵築市山香町大字山浦字出河内 5127 番 2 地先	
				杵築市山香町大字山浦字長田 5117 番 28 地先	

まるやません
丸山線

路線変更

変更前	L = 252.2m
	W = 2.0m ~ 11.5m



変更後	L = 274.0m
	W = 2.0m ~ 11.5m



報告第 1 1 号

繰越明許費繰越計算書について

令和 2 年度杵築市一般会計予算のうち、令和 3 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和2年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源	
						未収入特定財源	債 の 他	未収入特定財源			一 般 財 源
								国 県 支 出 金 地 方	債 の 他		
2.	3.	戸籍住民登録費 業 (システム改修)	9,018,000	9,018,000		9,018,000				0	
2.	5.	統計調査費 地籍調査事業	33,300,000	33,300,000		24,900,000				8,400,000	
4.	1.	保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	40,663,000	37,794,000		37,786,000				8,000	
5.	1.	農業費 農地耕作条件改善事業	5,300,000	5,300,000	530,000	3,657,000				1,113,000	
5.	1.	農業費 活力あふれる園芸産地整備 事業	78,994,000	78,994,000	5,560,000	73,434,000				0	
5.	2.	林道費 林道元河内線整備事業	25,140,000	24,296,000	94,000	16,191,000		8,000,000		11,000	

令和2年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 繰越額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				
						国 県 支 出 金	地 方 債	未収入特定財源		一 般 財 源
								他	の	
6.	1.	企業立地支援事業	20,185,000	20,185,000	20,000,000					185,000
6.	1.	休廃止鉱山鉱害防止対策事業	28,101,000	28,101,000		26,343,000				1,758,000
7.	2.	市駅錦江橋線道路改良事業	110,022,000	106,056,000	40,420	60,035,000	45,900,000			80,580
7.	2.	社会资本整備総合交付金事業 (法面等長寿命化修繕事業)	9,575,000	8,845,000		4,765,000	4,056,000			24,000
7.	2.	道路メンテナンス補助事業 (橋梁等長寿命化修繕事業)	29,203,000	22,117,000		12,252,000	9,844,000			21,000
7.	3.	急傾斜地崩壊対策事業	13,600,000	10,832,000	675,000	6,740,000	3,400,000			17,000

令和2年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 繰越額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	未 収 入 特 定 財 源	の 他	
10.	1. 農林水産業施設災害復旧費	耕地災害復旧事業 (現年補助分)	165,522,000	122,594,000	1,875,435	103,176,000	7,500,000			10,042,565
10.	2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業 (現年補助分)	465,084,000	313,013,000		168,112,000	85,200,000			59,701,000
10.	2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業 (単独分)	38,612,000	32,500,000			32,500,000			0
一 般 会 計 合 計			1,072,319,000	852,945,000	28,774,855	546,409,000	196,400,000		0	81,361,145

報告第12号

繰越計算書について

令和2年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和3年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月3日提出

杵築市長 永 松 悟

令和2年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定留保資金		
1.	1.	資本的支出 建設改良費 水道管路情報管理システム導入委託業務	28,462,000	0	27,775,000	0	0	27,775,000	687,000	新型コロナウイルス感染症拡大により作業効率が低下し、加えてファイリングデータ構築作業の増により、大幅に時間を要するため。
1.	1.	資本的支出 建設改良費 東谷池改修工事に伴う配水管仮設工事	3,500,000	0	3,500,000	0	3,181,000	319,000	0	県営の東谷池改修工事の工期延長のため。
1.	1.	資本的支出 建設改良費 大久地区水源さく井工事	18,340,000	0	18,340,000	0	0	18,340,000	0	当初設計における地質とは異なり、掘削作業に予想外の時間を要するため。
1.	1.	資本的支出 建設改良費 水道施設遠方監視装置設置工事	18,150,000	7,000,000	11,150,000	0	0	11,150,000	0	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うパソコン機器類の需要拡大により、監視局用パソコン等機器の納品に時間を要するため。
水道事業会計 合計			68,452,000	7,000,000	60,765,000	0	3,181,000	57,584,000	687,000	

報告第13号

繰越計算書について

令和2年度杵築市下水道事業会計予算のうち、令和3年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月3日提出

杵築市長 永 松 悟

令和2年度 杵築市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1.	資本的支出	建設改良費										
	1.	東谷池改修工事に伴う下水道管仮設工事	2,000,000	450,000	1,550,000	0	0	1,549,000	1,000	0	東谷池改修工事の工期延長のため。	
1.	資本的支出	建設改良費										
	1.	ストックマネジメント対策実施業務(処理場水処理施設)	24,000,000	0	24,000,000	12,760,000	9,900,000	0	1,340,000	0	改築更新対象機器における検討期間の延長、設計変更により、不測の日数を要したため。	
下水道事業会計 合計			26,000,000	450,000	25,550,000	12,760,000	9,900,000	1,549,000	1,341,000	0		

